

---

愛子観光バス  
運輸安全マネジメントへの  
取り組みについて

---



愛子観光バス株式会社

愛子観光バス株式会社

運輸安全マネジメントへの取り組みについて

愛子観光バス株式会社は、社で定める「安全管理規程」（資料1）に基づき、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。

**【輸送の安全に関する基本的な方針】**

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させるため「愛子観光バス経営方針」の第一項に「安全最優先」（すべての事業において安全を最優先します）を掲げ、全職場に掲示するなど、全社員への周知を図るものとします。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

**【輸送の安全に関する重点施策】**

1. 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。

①全社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。

②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。

④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

2. 当社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。

**【輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況】**

1. 令和2年度4月～の目標達成状況

令和元年度の有責事故件数9件に対して、本年は「0件」にする目標を掲げ事故防止対策に取り組んでまいりました。その結果、有責事故件数は前年より減少し、5件という結果と成りました。

尚、自動車事故報告規則第2条に規定する事故・故障は発生しておりません。

2. 令和3年度/令和3年4月～令和4年3月の目標

前年度の物件含む有責事故件数5件に対して、今年度は0件を目標値とします。

尚、自動車事故報告規則第2条に規定する事故・故障も、前年度に続き0件を目標値とします。【事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）】

1. 目標の達成状況（令和2年度/令和2年4月～令和3年3月）

（目標）	人身事故0件	（実績）	人身事故0件
	物損事故0件		物損事故5件
	車両故障0件		車両故障0件（特定）

2. 本年度の目標（令和3年度/令和3年4月～令和4年3月）

（目標）	人身事故0件
	物損事故0件
	車両故障0件

【輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制】

1. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制は、資料2のとおりです。

【輸送の安全に関する計画】

1. 安全対策会議

バス事業本部に属する管理職で構成される「安全対策会議」を設置し、輸送の安全の確保に関して定期的に会議を開催し、それぞれの所管業務に係る情報の伝達及び連絡調整を図ると共に、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善を確実に実施いたします。

2. 立会い点検

経営トップ及び安全統括管理者、運行管理者、整備管理者等による点呼立会い、安全総点検を定期的（通常年2回）に実施いたします。

尚、毎月1日を「愛子観光バス事故0の日」と設定し、管理職による早朝点呼立会いを実施いたします。

3. 事故防止運動等

4月「春の全国交通安全運動」、7月「夏の交通安全運動」、9月「秋の全国交通安全運動」、12月「年末年始輸送安全総点検」等、全社的な事故防止運動を定期的（通常年4回）に実施いたします。

4. 教育体制等

①年間教育計画及び月間指導項目に基づき、毎月計画的に交通安全教育を実施いたします。

②全運転士を対象に交通法規遵守、安全運転遂行、事故防止啓蒙等を目的として、教育研修を定期的（通常年4回）に実施いたします。

③宮城県バス協会・自動車事故対策機構等が主催する実技、講習等に計画的に派遣をいたしま

す。

④指導運転士等による運転技能向上教育を随時実施いたします。

## 5. ヒヤリハット集

実際に現場で起きたヒヤリハット体験を収集し、共有するための「ヒヤリハット」の掲示板を設置し、運転士の安全教育に活用いたします。

## 7. ドライブレコーダー・デジタルタコメーターの活用

全車両にドライブレコーダー・デジタルタコメーターを搭載し、運転士の安全教育指導に活用いたします。

※ ドライブレコーダーの正常作動を保持する為に、毎月一回点検確認を行います。

### 【事故・災害等に関する報告連絡体制】

1. 重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は、資料3、資料4の通りです。

### 【輸送の安全に関する内部監査】

1. 令和3年3月31日に輸送の安全に関する内部監査を実施した結果、安全マネジメントの趣旨を理解し、安全目標並びに輸送の安全に関するテーマを設定し、輸送の安全に取り組んでおり、安全管理体制が機能している事を確認いたしました。

### 【安全総括管理者及び安全管理規程】

1. 安全統括管理者 バス事業本部 安全・教育管理課 部長 山田和義
2. 安全管理規程は、資料1のとおりです。

### 【運行管理者・整備管理者確保状況】

- 運行管理者の人数 5名
- 整備管理者の人数 2名
- 運転手の人数 50名
- 車両台数 (貸切バス42台・特定バス3台・乗合バス8台)

以上